

債券発行概要書(発行者情報)

(平成 29 年度) 自 平成 29 年4月 1 日
至 平成 30 年3月 31 日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」（以下「本発行者情報概要書」といいます。）は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年 5 月 30 日法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。）第 40 条第 1 項に基づき発行する債券（以下「機構債券」といいます。）の発行者である地方公共団体金融機構（以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。）の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を平成 30 年 6 月 18 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、平成 30 年 6 月 18 日現在において判断したものです。
2. 当機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債（以下「地方金融機構債」といいます。）を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」（以下「各証券情報概要書」といいます。）を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 7 月 31 日総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。）に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には当機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けておりますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明はを受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

第一部【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	2
3【事業の内容】	3
4【従業員の状況】	7
第2【事業の状況】	8
1【業績等の概要】	8
2【対処すべき課題】	27
3【事業等のリスク】	44
4【経営上の重要な契約等】	46
5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	46
第3【設備の状況】	49
1【設備投資等の概要】	49
2【主要な設備の状況】	49
3【設備の新設、除却等の計画】	49
第4【機構の状況】	50
1【出資金等の状況】	50
2【役員の状況】	50
3【コーポレート・ガバナンスの状況等】	51
第5【経理の状況】	56
【財務諸表等】	57
(1)【財務諸表】	57
①【貸借対照表】	57
②【損益計算書】	58
③【純資産変動計算書】	59
④【キャッシュ・フロー計算書】	61
⑤【附属明細書】	88
(2)【決算報告書】	93
(3)【主な資産及び負債の内容】	96
(4)【その他】	96
第6【機構の参考情報】	96
監査報告書	巻末

第一部【法人情報】

第 1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成 21 年 3 月	平成 22 年 3 月	平成 23 年 3 月	平成 24 年 3 月	平成 25 年 3 月
経常収益 (百万円)	291,330	558,528	539,997	511,805	487,146
経常利益 (百万円)	130,697	250,170	247,569	230,055	213,070
当期純利益 (百万円)	20,425	8,866	16,074	21,632	20,828
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	53,087	60,613	69,382	93,696	113,520
総資産額 (百万円)	23,369,616	23,184,998	23,226,787	23,340,707	23,704,919
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	15,388	△5,520	△166,498	△43,268	429,597
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	472,635	△109,338	527,170	△304,944	163,656
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△310,332	8,532	6,696	3,830	△346,236
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	255,591	149,264	516,633	172,250	419,267
職員数 (人)	79	81	83	87	87

回次	第 6 期	第 7 期	第 8 期	第 9 期	第 10 期
決算年月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月	平成 30 年 3 月
経常収益 (百万円)	458,388	434,569	407,972	376,497	347,476
経常利益 (百万円)	188,051	180,499	168,933	160,213	151,976
当期純利益 (百万円)	26,510	30,971	30,197	27,878	26,111
出資金 (百万円)	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額 (百万円)	142,775	173,489	216,187	241,082	267,427
総資産額 (百万円)	24,101,331	24,524,279	24,643,371	24,786,267	24,755,829
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	630,020	66,626	174,764	277,268	286,997
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	64,809	△137,784	434,642	68,789	△4,467
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△646,923	3,193	△297,006	△196,442	△395,988
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	467,175	399,211	711,611	861,226	747,767
職員数 (人)	90	89	87	91	88

(注) 1. 当機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

2. 当機構の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

3. 当機構の第 1 期は平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 8 カ月となっております。

なお、平成 20 年 10 月 1 日に、機構法附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「公庫」といいます。）の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しております。公庫から承継する資産及び負債の価額については、平成 20 年 10 月 1 日現在の時価等を基準として、総務大臣が任命する評価委員が評価した価額によることとされており、平成 21 年 2 月 12 日に開催された評価委員会において、承継する資産及び負債の価額が決定しております。

4. 公庫の出資金 166 億円（全額政府出資）については、公庫の廃止に伴い全額を国庫に返還しております。当機構の出資金は、全地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【沿革】

当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、機構法附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公庫の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して、平成 20 年 10 月 1 日に業務を開始しました。

なお、当機構の沿革については下記のとおりです。（参考として、公庫の沿革を併せて記載しております。）

地方公共団体金融機構

年月	事項
平成 20 年 8 月	機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8 月 1 日）
平成 20 年 10 月	公庫の権利及び義務を承継し業務開始（10 月 1 日）
平成 21 年 6 月	機構法の一部改正に伴い、地方公共団体金融機構へ改組（6 月 1 日）
平成 24 年 2 月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 1 月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入

（参考）公営企業金融公庫

年月	事項
昭和 32 年 6 月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6 月 1 日）
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和 41 年 4 月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 9 月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 4 月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置）
昭和 47 年 6 月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 5 月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加）
昭和 59 年 3 月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 6 月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年 6 月	臨時特別利率制度を創設
平成 9 年 9 月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1 名）を追加、公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3 年間で廃止））
平成 13 年 4 月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 6 月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 5 月	行政改革推進法成立
平成 18 年 6 月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定
平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成 19 年 5 月	機構法成立
平成 19 年 6 月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年 10 月	機構法に基づき解散（10 月 1 日）

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保付公募債である地方公共団体金融機構債（地方金融機構債）の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

平成 29 年度貸付額 1 兆 7,320 億円、平成 29 年度末貸付金残高 23 兆 7,682 億円
 平成 29 年度債券発行額 2 兆 1,008 億円、平成 29 年度末債券発行残高 20 兆 2,908 億円

(注) 債券発行に係る金額は額面ベース

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

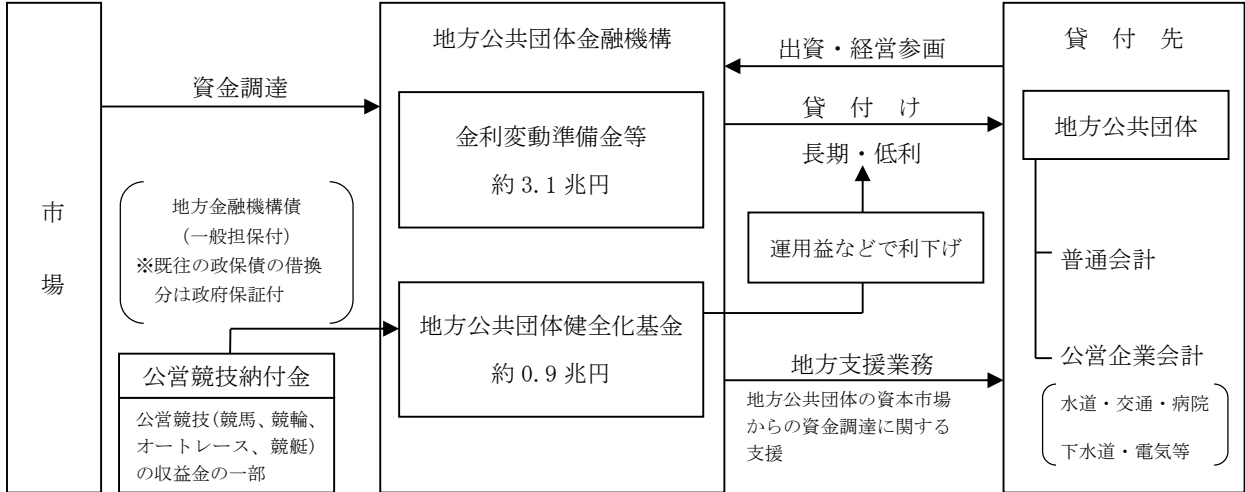
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券等借換え時の金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は平成 29 年度末現在)

(2) 業務の概要

①貸付業務

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体のみとなっております。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組により、これまで主として公営企業債であった貸付対象を、広く一般会計債に拡充しました。具体的には、平成 21 年度においては地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業及び臨時財政対策債が、平成 22 年度においては社会福祉施設整備事業が、平成 23 年度においては公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度における同意債（地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意を受けた地方債）に対する貸付で終了）及び一般事業（出資金・貸付金、負担金）が、平成 24 年度においては学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）及び電気事業（太陽光発電）が、平成 25 年度においては全国防災事業（平成 27 年度同意債に対する貸付で終了）及び緊急防災・減災事業が、平成 26 年度においては一般廃棄物処理事業が、平成 27 年度においては公共施設最適化事業が、平成 28 年度においては一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）が、平成 29 年度においては公共施設最適化事業の内容を拡充した公共施設等適正管理推進事業が新たに貸付対象となりました。

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応していくこととしております。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付を貸付期間により区別すると、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」及び当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

(貸付利率)

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、これまでの特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債については、基準利率より優遇し設定する機構特別利率が適用されます。

なお、当機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としており、機構特別利率（特別利率及び臨時特別利率を含む。）は、財政融資資金利率と現在同水準となっております。

(償還期限)

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を

契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しております。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業について償還期限を最長で 40 年に延長しております。

（貸付けの審査体制）

当機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しております。

・貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、地方公共団体財政健全化法に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じ都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

・貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

・貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

（公営競技納付金等による利下げ）

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益及び自己財源により賄われることとなります。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

最近の公営競技納付金等の推移は次のとおりです。

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公営競技納付金(億円)	38	37	30	31	29	35	40
地方公共団体健全化基金(億円)	9,198	9,225	9,225	9,202	9,202	9,202	9,202
公営競技開催権を有する団体数	203	201	198	197	197	195	191
納付団体数	61	28	23	54	46	51	49

②地方支援業務

拡大・多様化する地方公共団体のニーズを踏まえ、人材育成、実務支援、調査研究、情報発信の 4 つの分野で地方支援業務を実施しました。

- ・人材育成

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーを全国 4 箇所で開催しました。

地方公共団体に機構職員を講師として派遣し、個別の要望に応じたテーマで講義を行う出前講座を 72 箇所で開催しました。

機構が主催する資金調達に必要な入門的な金融知識の習得を目的とした資金調達入門研修を全国 8 箇所で開催したほか、資金運用に必要な入門的な金融知識の習得を目的とした資金運用入門研修を全国 4 箇所で開催しました。

市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的とした研修を 7 月と 9 月の 2 回開催しました。

- ・実務支援

地方公共団体の資金調達等における個別の実務上の課題解決に向けた助言等の支援を実施するため、金融に関する専門知識や実務経験を有する自治体ファイナンス・アドバイザーから、60 件の実務支援を実施しました。

地方公共団体からの要望を踏まえ、地方公営企業会計適用拡大・経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準への円滑な移行に関しては、都道府県が実施する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣するとともに、地方公共団体情報システム機構と連携して共通のソフトウェアを提供しました。

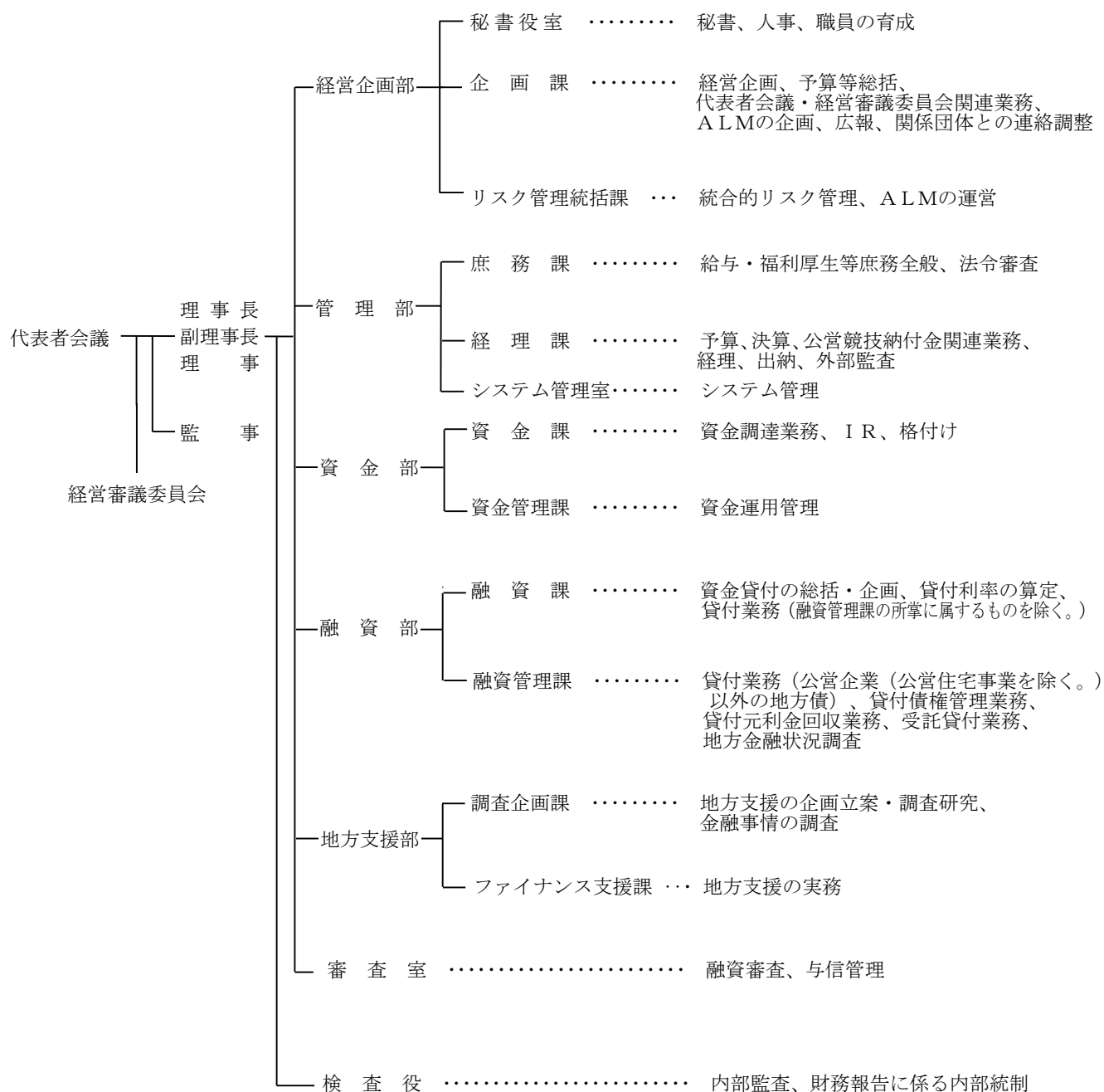
- ・調査研究

地方公共団体の中長期的な財政運営に資する具体的な取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施するとともに、地方公営企業に係る総務省との共同研究として、地方公営企業の経営戦略策定に係る実務講習会を開催して現状把握を行いました。また、地域金融機関の地方公共団体への貸付動向等の調査研究を実施しました。

- ・情報発信

地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、参考事例をホームページ、冊子、研修などを通じて活用方法も含め提供するとともに、金融・債券の基礎知識を学ぶことができる E ラーニング動画を提供しました。

(参考) 組織図及び事務分掌 (平成 30 年 3 月 31 日現在)



4 【従業員の状況】

平成 30 年 3 月現在における当機構の職員数は、88 人となっております。なお、職員の給与については、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度の業績は以下のとおりです。

(当事業年度の損益状況)

経常収益は3,474億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益3,433億円です。また、経常費用は1,954億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,879億円です。

この結果、経常利益は1,519億円となりました。

これに、金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額6,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額64億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,323億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金4,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は261億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆7,558億円、負債の部につきましては、債券等の24兆4,884億円、純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等2,674億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,869億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは44億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは3,959億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は7,477億円となりました。

(2)貸付業務の概要

(地方債計画の概要)

平成29年度地方債計画については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、国の平成29年度補正予算（第1号）に追加計上された公共投資を円滑に実施するため、平成30年2月14日に改正されました。

その結果、平成29年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額12兆4,895億円規模とされ、そのうち一般会計債は5兆7,730億円、公営企業債は2兆5,913億円、臨時財政対策債は4兆452億円が計上されました。

地方債計画における機構資金の額は、一般会計債、公営企業債及び臨時財政対策債について、1兆8,706億円が計上されました。

(貸付計画)

平成 29 年度の貸付計画は、1 兆 7,400 億円としました。

(貸付けの概況)

・長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、9,436 件、1 兆 7,319 億 91 百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、56.3%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

・受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、23 億 1 百万円の貸付けを行いました。

(元利金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度 9 月 20 日及び 3 月 20 日に行っております。平成 29 年度の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金 438,783 件、1 兆 6,780 億 81 百万円、利息 496,050 件、3,433 億 16 百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金 302 件、56 億 92 百万円及びこれに伴う経過利息 20 件、1 百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、東日本大震災により全部又は一部の財産が滅失したものに係るもの、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

平成 30 年 3 月末における公社貸付を含む長期貸付残高は 245,476 件、23 兆 7,682 億 40 百万円で、その事業別残高は 16 ページの表のとおりです。

また、平成 30 年 3 月末における受託貸付残高は 20,613 件、2,825 億 78 百万円です。

平成 29 年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	平成 29 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	20,165	5,687	547	13,931
2 公営住宅建設事業	1,164	301	124	739
3 災害復旧事業	1,895	1,895	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	6,201	2,445	539	3,217
(1) 学校教育施設等	2,435	1,201	170	1,064
(2) 社会福祉施設	513	0	192	321
(3) 一般廃棄物処理	1,369	931	177	261
(4) 一般補助施設等	1,344	313	0	1,031
(5) 施設（一般財源化分）	540	0	0	540
5 一般単独事業	21,939	0	4,090	17,849
(1) 一般	2,807	0	106	2,701
(2) 地域活性化	690	0	108	582
(3) 防災対策	871	0	136	735
(4) 地方道路等	3,221	0	319	2,902
(5) 旧合併特例	6,200	0	965	5,235
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	3,150	0	778	2,372
6 辺地及び過疎対策事業	5,042	4,660	0	382
(1) 辺地対策	481	481	0	0
(2) 過疎対策	4,561	4,179	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	57,551	14,988	5,300	37,263
二 公営企業債				
1 水道事業	5,581	2,844	2,024	713
2 工業用水道事業	247	0	104	143
3 交通事業	1,632	189	299	1,144
4 電気事業・ガス事業	202	0	86	116
5 港湾整備事業	509	156	29	324
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	1,080	1,476	2,058
7 市場事業・と畜場事業	276	0	54	222
8 地域開発事業	622	0	0	622
9 下水道事業	12,087	3,307	3,530	5,250
10 観光その他事業	134	0	7	127
計	25,904	7,576	7,609	10,719
合 計	83,455	22,564	12,909	47,982
三 臨時財政対策債	40,452	9,708	5,744	25,000
四 退職手当債	800	0	0	800
総 計	124,707	32,272	18,653	73,782

平成 29 年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	平成 29 年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	158	114	44
災 害 復 旧 事 業	18	18	0
一 般 単 独 事 業	3	0	3
計	179	132	47
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	0	0	0
市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	1	0	1
下 水 道 事 業	8	3	5
計	9	3	6
合 計	188	135	53
被 災 施 設 借 換 債	0	0	0
総 計	188	135	53

平成 29 年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項 目	平成 29 年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一 般 会 計 債				
1 公 共 事 業 等	20,165	5,687	547	13,931
2 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,322	415	168	739
3 災 害 復 旧 事 業	1,913	1,913	0	0
4 教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	6,201	2,445	539	3,217
(1) 学 校 教 育 施 設 等	2,435	1,201	170	1,064
(2) 社 会 福 祉 施 設	513	0	192	321
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	1,369	931	177	261
(4) 一 般 補 助 施 設 等	1,344	313	0	1,031
(5) 施 設 （ 一 般 財 源 化 分 ）	540	0	0	540
5 一 般 単 独 事 業	21,942	0	4,093	17,849
(1) 一 般	2,810	0	109	2,701
(2) 地 域 活 性 化	690	0	108	582
(3) 防 災 対 策	871	0	136	735
(4) 地 方 道 路 等	3,221	0	319	2,902
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	0	965	5,235
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	3,150	0	778	2,372
6 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,042	4,660	0	382
(1) 辺 地 対 策	481	481	0	0
(2) 過 疎 対 策	4,561	4,179	0	382
7 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	0	0	345
8 行 政 改 革 推 進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	57,730	15,120	5,347	37,263
二 公 営 企 業 債				
1 水 道 事 業	5,581	2,844	2,024	713
2 工 業 用 水 道 事 業	247	0	104	143
3 交 通 事 業	1,632	189	299	1,144
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	202	0	86	116
5 港 湾 整 備 事 業	509	156	29	324
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,614	1,080	1,476	2,058
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	277	0	55	222
8 地 域 開 発 事 業	622	0	0	622
9 下 水 道 事 業	12,095	3,310	3,535	5,250
10 観 光 そ の 他 事 業	134	0	7	127
計	25,913	7,579	7,615	10,719
合 計	83,643	22,699	12,962	47,982
三 被 災 施 設 借 換 債	0	0	0	0
四 臨 時 財 政 対 策 債	40,452	9,708	5,744	25,000
五 退 職 手 当 債	800	0	0	800
総 計	124,895	32,407	18,706	73,782

平成 29 年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額	当事業年度貸付額	
		金 額	構成比
一般会計債			
公共事業等	86,300	75,269	4.3
公営住宅事業	17,600	21,334	1.2
全国防災事業	10,600	8,058	0.5
学校教育施設等整備事業	17,600	18,605	1.1
社会福祉施設整備事業	15,100	18,025	1.0
一般廃棄物処理事業	16,700	14,078	0.8
一般補助施設整備等事業	0	761	0.0
一般事業	7,800	10,797	0.6
地域活性化事業	9,400	11,331	0.7
防災対策事業	14,000	17,220	1.0
地方道路等整備事業	29,800	44,138	2.5
合併特例事業	70,500	102,148	5.9
緊急防災・減災事業	150,400	135,651	7.8
公共施設最適化事業・公共施設等適正管理推進事業	37,100	17,653	1.0
計	482,900	495,068	28.6
臨時財政対策債	573,400	563,538	32.5
(一般会計債等分計)	1,056,300	1,058,606	61.1
公営企業債			
水道事業（上水道）	149,900	138,427	8.0
（簡易水道）	22,400	13,794	0.8
交通事業（一般交通）	1,300	2,596	0.1
（都市高速鉄道）	24,900	19,530	1.1
病院事業	127,100	148,569	8.6
下水道事業	325,700	318,838	18.4
工業用水道事業	10,100	11,296	0.7
電気事業	4,300	3,997	0.2
ガス事業	2,800	1,136	0.1
介護サービス事業	3,100	1,320	0.1
市場事業	8,000	9,383	0.5
と畜場事業	1,000	525	0.0
駐車場事業	100	568	0.0
小 計	680,700	669,980	38.7
港湾整備事業	2,200	3,138	0.2
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	800	233	0.0
小 計	3,000	3,371	0.2
計	683,700	673,351	38.9
被災施設借換債	0	34	0.0
合 計	1,740,000	1,731,991	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成 29 年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	平成 29 年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	401, 886	23. 2
政令指定都市	169, 964	9. 8
市及び特別区	975, 176	56. 3
町村	141, 915	8. 2
企業団・組合等	43, 051	2. 5
計	1, 731, 991	100. 0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成29年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	438,356	1,668,990	495,623	342,564
公社貸付	427	9,091	427	752
計	438,783	1,678,081	496,050	343,316
長期貸付繰上償還				
一般貸付	299	5,630	20	1
公社貸付	3	62	－	－
計	302	5,692	20	1
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	439,085	1,683,773	496,070	343,317

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成29年度末事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	442,921	1.9	水道事業	3,388,949	14.2
公営住宅事業	293,805	1.2	一般交通事業	10,845	0.1
全国防災事業	155,600	0.7	都市高速鉄道事業	1,073,179	4.5
学校教育施設等整備事業	56,418	0.2	病院事業	988,372	4.2
社会福祉施設整備事業	100,497	0.4	下水道事業	7,605,388	32.0
一般廃棄物処理事業	30,052	0.1	工業用水道事業	189,614	0.8
一般事業	71,975	0.3	電気事業	47,067	0.2
臨時河川等整備事業	48,487	0.2	ガス事業	33,348	0.1
臨時高等学校整備事業	21,405	0.1	港湾整備事業	50,164	0.2
臨時地方道整備事業	1,148,584	4.8	介護サービス事業	21,691	0.1
地域活性化事業	63,382	0.3	市場事業	84,562	0.4
防災対策事業	156,042	0.7	と畜場事業	10,419	0.0
地方道路等整備事業	509,409	2.1	観光施設事業	3,223	0.0
合併特例事業	1,016,172	4.3	駐車場整備事業	19,995	0.1
緊急防災・減災事業	738,638	3.1	産業廃棄物処理事業	352	0.0
公共施設最適化	19,036	0.1	一般貸付計	23,729,257	99.8
公共施設等適正管理推進	958	0.0	道路公社	38,983	0.2
一般補助施設等整備	812	0.0	公社貸付計	38,983	0.2
臨時財政対策債	5,327,895	22.4	合 計	23,768,240	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

平成 29 年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	286	461,548	5,174	698,230	8,017	202,382	301	28,880	－	－	13,778	1,391,040
青 森	198	36,837	1,988	252,553	1,382	46,278	110	14,425	－	－	3,678	350,092
岩 手	243	57,073	2,690	253,594	755	31,173	226	19,100	－	－	3,914	360,940
宮 城	354	132,177	4,615	415,665	2,594	51,561	129	7,827	－	－	7,692	607,230
秋 田	203	21,854	4,622	260,874	1,096	12,029	8	234	－	－	5,929	294,992
山 形	224	81,165	2,720	169,106	1,900	35,441	159	6,912	－	－	5,003	292,624
福 島	425	84,228	3,570	254,563	3,008	55,194	193	20,742	3	66	7,199	414,793
茨 城	483	139,861	6,596	450,681	1,381	42,440	261	25,118	1	44	8,722	658,144
栃 木	267	64,830	3,196	217,090	789	26,119	12	3,292	7	192	4,271	311,523
群 馬	262	42,036	3,441	195,585	1,788	35,680	212	29,375	－	－	5,703	302,675
埼 玉	253	252,363	6,249	669,854	1,696	53,942	315	19,021	7	172	8,520	995,351
千 葉	399	105,911	5,079	695,368	853	25,540	403	41,936	5	1,125	6,739	869,880
東 京	118	136,447	2,107	309,584	176	5,454	31	17,347	－	－	2,432	468,833
神奈川	220	210,966	3,078	865,752	1,114	43,112	64	61,784	－	－	4,476	1,181,615
新 潟	268	53,162	8,156	476,835	952	19,763	161	14,843	－	－	9,537	564,603
富 山	265	30,958	3,750	306,590	546	23,937	145	14,227	8	122	4,714	375,834
石 川	162	32,533	2,780	203,852	1,237	44,429	27	3,434	－	－	4,206	284,248
福 井	236	39,362	2,172	153,785	842	13,155	71	3,470	－	－	3,321	209,772
山 梨	150	40,004	2,926	114,189	1,024	15,224	156	6,169	－	－	4,256	175,585
長 野	244	36,199	4,178	272,527	3,134	63,709	178	15,240	6	208	7,740	387,883
岐 阜	217	160,623	4,301	214,683	1,256	37,692	11	1,195	－	－	5,785	414,193
静 岡	342	57,002	5,032	369,292	756	25,946	75	9,418	7	369	6,212	462,027
愛 知	259	234,621	5,193	647,824	865	24,752	92	3,631	40	19,255	6,449	930,082
三 重	405	151,441	4,013	306,354	1,061	28,302	32	5,277	－	－	5,511	491,374
滋 賀	195	77,609	4,214	236,682	587	14,328	125	7,105	－	－	5,121	335,724
京 都	196	36,212	3,571	484,917	1,072	28,952	26	6,053	8	395	4,873	556,530
大 阪	110	159,994	5,608	1,433,754	936	35,243	291	72,778	14	2,970	6,959	1,704,740
兵 庫	325	436,674	7,853	968,242	2,045	86,487	440	56,211	28	1,636	10,691	1,549,251
奈 良	277	112,775	2,371	186,711	1,921	60,595	31	5,939	－	－	4,600	366,019
和歌山	107	47,853	1,670	215,446	1,419	57,096	89	8,319	－	－	3,285	328,714
鳥 取	330	78,669	1,268	107,284	1,811	46,208	32	2,710	－	－	3,441	234,871
島 根	279	100,276	2,601	208,877	296	8,283	74	3,859	－	－	3,250	321,295
岡 山	277	99,318	4,566	364,712	1,262	29,206	111	17,796	－	－	6,216	511,032
広 島	426	185,439	4,292	480,714	887	29,251	13	1,650	16	4,993	5,634	702,048
山 口	421	55,606	4,243	273,931	600	12,279	111	7,531	－	－	5,375	349,347
徳 島	189	46,743	1,388	120,095	804	27,844	3	46	－	－	2,384	194,727
香 川	228	25,197	2,077	123,166	864	24,446	21	5,322	－	－	3,190	178,131
愛 媛	91	23,724	2,254	199,502	608	24,297	16	1,055	－	－	2,969	248,578
高 知	146	93,981	1,573	138,753	730	24,169	10	9,523	－	－	2,459	266,426
福 岡	97	135,858	4,861	898,013	2,181	104,656	269	24,079	25	7,196	7,433	1,169,803
佐 賀	61	36,305	1,600	161,595	637	30,211	100	11,164	－	－	2,398	239,276
長 崎	145	58,325	2,728	276,313	681	18,752	15	3,431	6	215	3,575	357,036
熊 本	155	61,904	2,701	204,583	1,583	47,062	38	2,660	4	23	4,481	316,232
大 分	99	23,899	2,215	144,337	181	6,819	－	－	－	－	2,495	175,055
宮 崎	150	71,850	2,010	149,618	714	19,283	12	983	－	－	2,886	241,734
鹿児島	177	139,293	2,289	170,410	810	25,374	19	2,728	－	－	3,295	337,805
沖 縄	235	102,607	1,528	158,037	862	24,966	54	2,927	－	－	2,679	288,537
合 計	11,199	4,873,310	167,107	16,480,121	61,713	1,749,062	5,272	626,765	185	38,983	245,476	23,768,240

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(285件、67,807百万円)を含みます。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

(3) 資金調達の状況

平成 29 年度における地方金融機構債の発行による調達総額は 8,373 億円(発行価額ベース。以下同じ。)であり、その内訳は 10 年債 2,150 億円、20 年債 1,000 億円、5 年債 300 億円、30 年債 200 億円、FLIP 債 2,390 億円、MTN プログラム 2,333 億円(額面ベースでは 2,338 億円(ともに円換算後))となっております。なお、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行による調達額は 10 年債 2,335 億円、20 年債 2,645 億円となっております。

その他、長期借入による調達を 140 億円行っております。

また、公庫から承継した既往の政府保証債の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 7,653 億円であり、その内訳は政府保証債 10 年債 6,050 億円、同 4 年債 1,603 億円となっております。

この結果、平成 29 年度末において機構債券の発行残高は、20 兆 2,908 億円、長期借入金の残高は 1,595 億円となっております。

なお、平成 29 年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

(注) FLIP (Flexible Issuance Program : 柔軟な起債運営)

FLIP は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

(注) MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、すべて円建てにしております。

(注) 機構債券の発行残高及び長期借入金の残高については、億円未満切捨てで表示しております。

平成 29 年度債券発行状況

(地方金融機構債 (公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
第95回	10年	200	0.200	100	H29. 4. 20	H39. 4. 28
第96回	10年	200	0.205	100	H29. 5. 23	H39. 5. 28
第97回	10年	200	0.205	100	H29. 6. 20	H39. 6. 28
第98回	10年	200	0.250	100	H29. 7. 21	H39. 7. 28
第99回	10年	200	0.225	100	H29. 8. 18	H39. 8. 27
第100回	10年	200	0.165	100	H29. 9. 22	H39. 9. 28
第101回	10年	150	0.235	100	H29. 10. 20	H39. 10. 28
第102回	10年	200	0.200	100	H29. 11. 17	H39. 11. 26
第103回	10年	150	0.220	100	H29. 12. 21	H39. 12. 28
第104回	10年	150	0.255	100	H30. 1. 26	H40. 1. 28
第105回	10年	150	0.250	100	H30. 2. 20	H40. 2. 28
第106回	10年	150	0.215	100	H30. 3. 19	H40. 3. 28
第59回	20年	150	0.669	100	H29. 4. 20	H49. 4. 28
第60回	20年	200	0.616	100	H29. 6. 20	H49. 6. 26
第61回	20年	150	0.673	100	H29. 7. 21	H49. 7. 28
第62回	20年	200	0.592	100	H29. 9. 22	H49. 9. 28
第63回	20年	100	0.616	100	H29. 10. 20	H49. 10. 28
第64回	20年	100	0.616	100	H29. 12. 21	H49. 12. 28
第65回	20年	100	0.635	100	H30. 1. 26	H50. 1. 28
第21回	5年	200	0.010	100	H29. 4. 20	H34. 4. 28
第22回	5年	100	0.020	100	H29. 10. 20	H34. 10. 28
第 4回	30年	100	0.946	100	H29. 4. 20	H59. 4. 26
第 5回	30年	100	0.973	100	H29. 10. 20	H59. 10. 28
F355回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 26	H34. 11. 28
F356回	7年	100	0.040	100	H29. 4. 26	H36. 4. 26
F357回	12年	60	0.230	100	H29. 4. 26	H41. 3. 19
F358回	13年	30	0.285	100	H29. 4. 26	H42. 4. 26
F359回	19年	30	0.575	100	H29. 4. 26	H48. 9. 19

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F360回	21年	30	0.623	100	H29. 4. 26	H50. 3. 19
F361回	5年	60	0.010	100	H29. 4. 27	H34. 6. 20
F362回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 27	H34. 11. 18
F363回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 27	H34. 11. 24
F364回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 27	H34. 11. 25
F365回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 27	H34. 11. 29
F366回	6年	30	0.020	100	H29. 4. 27	H35. 3. 28
F367回	6年	80	0.020	100	H29. 4. 27	H35. 4. 28
F368回	12年	30	0.252	100	H29. 4. 27	H41. 4. 27
F369回	15年	30	0.408	100	H29. 4. 27	H44. 9. 23
F370回	3年	30	0.005	100	H29. 5. 31	H32. 11. 30
F371回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 27	H35. 2. 15
F372回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 27	H35. 2. 17
F373回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 27	H35. 2. 23
F374回	8年	30	0.101	100	H29. 7. 27	H37. 5. 30
F375回	9年	100	0.195	100	H29. 7. 27	H38. 6. 19
F376回	11年	30	0.218	100	H29. 7. 31	H40. 2. 25
F377回	13年	30	0.340	100	H29. 7. 27	H42. 7. 29
F378回	21年	30	0.675	100	H29. 7. 27	H50. 2. 26
F379回	21年	30	0.671	100	H29. 7. 27	H50. 3. 19
F380回	5年	80	0.010	100	H29. 7. 28	H34. 9. 28
F381回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 28	H35. 2. 24
F382回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 28	H35. 2. 27
F383回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 28	H35. 2. 28
F384回	6年	30	0.050	100	H29. 7. 28	H35. 5. 30
F385回	11年	30	0.222	100	H29. 7. 31	H40. 2. 28
F386回	11年	30	0.249	100	H29. 7. 28	H40. 7. 28
F387回	15年	30	0.414	100	H29. 7. 28	H44. 7. 28
F388回	19年	30	0.564	100	H29. 7. 31	H48. 3. 31
F389回	28年	200	0.874	100	H29. 8. 30	H57. 8. 30
F390回	5年	130	0.020	100	H29. 10. 27	H34. 12. 27
F391回	6年	30	0.037	100	H29. 10. 27	H35. 5. 30

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F392回	7年	30	0.084	100	H29.10.25	H36.5.20
F393回	9年	100	0.204	100	H29.10.25	H38.9.18
F394回	15年	30	0.432	100	H29.10.26	H44.10.28
F395回	19年	30	0.615	100	H29.10.26	H49.3.27
F396回	6年	30	0.039	100	H29.10.30	H35.5.26
F397回	6年	30	0.041	100	H29.10.27	H35.6.20
F398回	12年	30	0.304	100	H29.10.27	H41.10.19
F399回	5年	130	0.040	100	H30.1.31	H35.3.31
F400回	9年	100	0.231	100	H30.1.31	H39.1.29
F401回	2年	200	0.001	100.002	H30.2.27	H32.2.27

(注) 償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨 (mm)	円換算後 (億円)※				
第57回	5年	USD 1,000	1,095	2.625	99.823	H29.4.20	H34.4.20
第58回	10年	AUD 22	19	3.418	100	H29.6.26	H39.6.21
第59回	3年	USD 1,000	1,105	2.000	99.74	H29.9.8	H32.9.8
第60回	3年	NZD 58	46	2.270	99.98	H29.11.20	H32.11.19
第61回	5年	USD 44	49	2.570	99.99	H30.1.30	H35.1.30
第62回	5年	AUD 28	25	2.760	99.99	H30.1.30	H35.1.30

(注) 円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
A号第87回	10年	200	0.230	100	H29. 4. 20	H39. 4. 20
A号第88回	10年	200	0.235	100	H29. 5. 23	H39. 5. 21
A号第89回	10年	200	0.235	100	H29. 6. 19	H39. 6. 18
A号第90回	10年	100	0.280	100	H29. 7. 21	H39. 7. 21
A号第91回	10年	100	0.255	100	H29. 8. 18	H39. 8. 18
A号第92回	10年	100	0.195	100	H29. 9. 22	H39. 9. 22
A号第93回	10年	100	0.265	100	H29. 10. 20	H39. 10. 20
A号第94回	10年	100	0.230	100	H29. 11. 21	H39. 11. 19
A号第95回	10年	100	0.250	100	H29. 12. 21	H39. 12. 21
A号第96回	10年	100	0.285	100	H30. 1. 26	H40. 1. 26
A号第97回	10年	100	0.280	100	H30. 2. 20	H40. 2. 18
A号第98回	10年	100	0.245	100	H30. 3. 26	H40. 3. 24
B号第18回	10年	40	0.230	100	H29. 4. 20	H39. 4. 20
B号第19回	10年	35	0.235	100	H29. 5. 23	H39. 5. 21
B号第20回	10年	50	0.235	100	H29. 6. 19	H39. 6. 18
B号第21回	10年	85	0.280	100	H29. 7. 21	H39. 7. 21
B号第22回	10年	85	0.255	100	H29. 8. 18	H39. 8. 18
B号第23回	10年	55	0.195	100	H29. 9. 22	H39. 9. 22
B号第24回	10年	55	0.265	100	H29. 10. 20	H39. 10. 20
B号第25回	10年	80	0.230	100	H29. 11. 21	H39. 11. 19
B号第26回	10年	60	0.250	100	H29. 12. 21	H39. 12. 21
B号第27回	10年	135	0.285	100	H30. 1. 26	H40. 1. 26
B号第28回	10年	90	0.280	100	H30. 2. 20	H40. 2. 18
B号第29回	10年	65	0.245	100	H30. 3. 26	H40. 3. 24
C号第18回	20年	65	0.689	100	H29. 4. 20	H49. 4. 20
C号第19回	20年	55	0.679	100	H29. 5. 23	H49. 5. 22
C号第20回	20年	75	0.636	100	H29. 6. 19	H49. 6. 19
C号第21回	20年	130	0.693	100	H29. 7. 21	H49. 7. 21
C号第22回	20年	145	0.646	100	H29. 8. 18	H49. 8. 18
C号第23回	20年	80	0.612	100	H29. 9. 22	H49. 9. 18
C号第24回	20年	70	0.636	100	H29. 10. 20	H49. 10. 20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第25回	20年	95	0.621	100	H29. 11. 21	H49. 11. 20
C号第26回	20年	75	0.636	100	H29. 12. 21	H49. 12. 21
C号第27回	20年	175	0.655	100	H30. 1. 26	H50. 1. 26
C号第28回	20年	100	0.640	100	H30. 2. 20	H50. 2. 19
C号第29回	20年	80	0.598	100	H30. 3. 26	H50. 3. 26
D号第13回	20年	200	0.689	100	H29. 4. 20	H49. 4. 20
D号第14回	20年	200	0.679	100	H29. 5. 23	H49. 5. 22
D号第15回	20年	200	0.636	100	H29. 6. 19	H49. 6. 19
D号第16回	20年	100	0.693	100	H29. 7. 21	H49. 7. 21
D号第17回	20年	100	0.646	100	H29. 8. 18	H49. 8. 18
D号第18回	20年	100	0.612	100	H29. 9. 22	H49. 9. 18
D号第19回	20年	100	0.636	100	H29. 10. 20	H49. 10. 20
D号第20回	20年	100	0.621	100	H29. 11. 21	H49. 11. 20
D号第21回	20年	100	0.636	100	H29. 12. 21	H49. 12. 21
D号第22回	20年	100	0.655	100	H30. 1. 26	H50. 1. 26
D号第23回	20年	100	0.640	100	H30. 2. 20	H50. 2. 19
D号第24回	20年	100	0.598	100	H30. 3. 26	H50. 3. 26

(注) A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
第95回	10年	550	0.140	100	H29. 4. 17	H39. 4. 16
第96回	10年	500	0.110	100	H29. 5. 22	H39. 5. 21
第97回	10年	500	0.130	100	H29. 6. 14	H39. 6. 14
第98回	10年	500	0.160	100	H29. 7. 18	H39. 7. 16
第99回	10年	500	0.155	100	H29. 8. 15	H39. 8. 13
第100回	10年	500	0.090	100	H29. 9. 19	H39. 9. 17
第101回	10年	500	0.170	100	H29. 10. 17	H39. 10. 15
第102回	10年	500	0.160	100	H29. 11. 15	H39. 11. 15
第103回	10年	500	0.155	100	H29. 12. 18	H39. 12. 17
第104回	10年	500	0.185	100	H30. 1. 23	H40. 1. 21
第105回	10年	500	0.195	100	H30. 2. 15	H40. 2. 15
第106回	10年	500	0.145	100	H30. 3. 14	H40. 3. 14
第 8回	4年	600	0.001	100.20	H29. 6. 29	H33. 6. 29
第 9回	4年	500	0.001	100.16	H29. 9. 27	H33. 9. 27
第10回	4年	500	0.001	100.18	H30. 2. 26	H34. 2. 25

(注) 政府保証国内債の実績は額面ベースで記載しています。

償還方法：満期一括償還

平成 29 年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限 (平成年月日)
短期借入金	—	—	—	—
1 年以内に返済予定の長期借入金	250	800	0.456	30.9.26～ 31.3.26
長期借入金 (1 年以内に返済予定のものを除く。)	1,455	795	0.541	32.3.9～ 40.3.27

(注) 償還方法：満期一括返済

2【対処すべき課題】

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行することとしております。

(1) 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

(2) 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

(3) 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、平成30年度事業実施方針並びに平成30年度事業計画、資金計画、予算及び収支に関する中期的な計画の抜粋については、下記のとおりです。

①平成30年度事業実施方針

地方公共団体金融機構は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、地方公共団体のニーズにあわせて資金調達をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について積極的に調査研究や支援を行い、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関としてその使命を十分に果たすことを目指す。

I 平成 30 年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方公共団体が行う公共施設等の適正管理、防災・減災対策及び地域の活性化並びに東日本大震災及び熊本地震に関連する事業を支援する。

2. 平成 30 年度貸付計画の概要

平成 30 年度地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 17,782 億円、東日本大震災分 17 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、16,600 億円を計上する（平成 29 年度貸付計画額 17,400 億円から 800 億円、4.6%の減。詳細は表 1 のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及び公共施設等適正管理推進事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業及び一般廃棄物処理事業の事業種別に応じ、所要額を計上する。

また、過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）を新たに貸付対象とし、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第 5 条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助

施設整備等事業債を貸付対象とする。

また、旧公営企業金融公庫資金又は機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債を貸付対象とする（民間等資金により難い事情がある場合に限る）。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

また、貸付条件の多様化を踏まえ、適切な資金調達手法を選択できるよう、相談・助言機能の充実を図る。

4. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

平成30年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		平成30年度 計画額 (A)	平成29年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) × 100	【参考】 平成30年度 地方債 計画計上額
一般会計債	公共事業等	677	863	△186	△21.6	349
	公営住宅事業	195	176	19	10.8	129
	全国防災事業	-	106	△106	皆減	-
	学校教育施設等整備事業	151	176	△25	△14.2	68
	社会福祉施設整備事業	172	151	21	13.9	113
	一般廃棄物処理事業	188	167	21	12.6	67
	一般事業	93	78	15	19.2	80
	地域活性化事業	121	94	27	28.7	84
	防災対策事業	166	140	26	18.6	136
	地方道路等整備事業	304	298	6	2.0	285
	合併特例事業	935	705	230	32.6	863
	緊急防災・減災事業	1,060	1,504	△444	△29.5	1,678
	公共施設等適正管理推進	437	371	66	17.8	929
	過疎対策事業	101	-	101	皆増	200
	計	4,600	4,829	△229	△4.7	4,981
	臨時財政対策債	5,317	5,734	△417	△7.3	5,462
	(一般会計債等分 計)	9,917	10,563	△646	△6.1	10,443
公営企業債	水道事業(上水道)	1,569	1,499	70	4.7	1,831
	水道事業(簡易水道)	152	224	△72	△32.1	178
	交通事業(一般交通)	14	13	1	7.7	13
	交通事業(都市高速鉄道)	216	249	△33	△13.3	211
	病院事業	1,075	1,271	△196	△15.4	1,147
	下水道事業	3,367	3,257	110	3.4	3,701
	工業用水道事業	65	101	△36	△35.6	92
	電気事業	42	43	△1	△2.3	51
	ガス事業	29	28	1	3.6	35
	介護サービス事業	14	31	△17	△54.8	15
	市場事業	102	80	22	27.5	45
	と畜場事業	3	10	△7	△70.0	1
	駐車場事業	5	1	4	400.0	4
	小計	6,653	6,807	△154	△2.3	7,324
	港湾整備事業	26	22	4	18.2	29
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	8	△4	△50.0	3
	小計	30	30	0	0.0	32
	計	6,683	6,837	△154	△2.3	7,356
計		16,600	17,400	△800	△4.6	17,799 (前年度比△1.8%)

- 注1) 事業等名は、平成30年度地方債計画に基づき区分した。
- 注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
- 注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計65億円を計上した。
- 注4) 過疎対策事業は、簡易水道施設及び下水道処理施設を貸付けの対象とする。
- 注5) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
 - ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

Ⅱ 平成 30 年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体にに対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を維持しながら資金調達を行う。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況の継続に伴い、投資家の需要など市場環境が大きく変化してきたが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していくこととする。

(1) 資金調達手段の多様化

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期、超長期を含めた多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として 5 年債、10 年債、20 年債、30 年債を発行するとともに、引き続き FLIP (Flexible Issuance Program) による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として引き続き活用する。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、引き続き市場の動向に応じて、より一層機動的な資金調達に努める。

(注) スポット債

スポット債とは、5 年、10 年、20 年及び 30 年という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により発行する債券です。

③ 多様な市場における債券発行

JFMブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

② 積極的なIRの実施

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を維持できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等のIRを積極的に実施する。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対するIRについても積極的に実施する。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、各四半期が始まる1月前までに、その各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 平成30年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、平成30年度においては、表2のとおり公募債を9,600億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を4,900億円発行するほか、長期借入を500億円行う予定である。

(2) 公庫債権金利変動準備金を国に納付するために必要な資金調達については、政府保証債の発行により行うこととし、平成30年度においては4,000億円を国に納付することも踏まえ、表2のとおり4,000億円を発行する予定である。

(表 2)

平成 30 年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1)公募債

債券の種類	平成 30 年度	平成 29 年度
国内債	6,000 億円	5,500 億円
10 年債	2,250 億円	2,100 億円
20 年債	1,000 億円	1,000 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
F L I P	2,350 億円	2,000 億円
国外債	2,500 億円	2,000 億円
フレックス枠	1,100 億円	900 億円
計	9,600 億円	8,400 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

※ 平成 29 年度については、当初計画額を計上（以下、同じ）。

(2)地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	平成 30 年度	平成 29 年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10 年債	1,500 億円	1,500 億円
20 年債	1,500 億円	1,500 億円
地共済引受債	1,900 億円	2,000 億円
10 年債	700 億円	800 億円
20 年債	1,200 億円	1,200 億円
計	4,900 億円	5,000 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成 30 年度	平成 29 年度
500 億円	100 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成 30 年度	平成 29 年度
10 年債	2,600 億円	6,050 億円
8 年債	—	—
6 年債	1,400 億円	—
4 年債	—	1,600 億円
計	4,000 億円	7,650 億円

Ⅲ 平成 30 年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の期待に幅広く応えていく。

2. 平成 30 年度地方支援業務の概要

平成 30 年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度に係る統一的な基準導入後の活用に係る支援や、自治体財政に関するテーマを題材とした JFM 地方自治体財政セミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用する。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援・情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施する。

また、総務省が各公営企業に対して平成 32 年度までに策定を要請している経営戦略について、各団体の策定作業を加速化させるための方策に関する調査研究を総務省と共同で実施する。

② 先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積する。

③ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け資金共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施する。

④ 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施する。

(2) 人材育成

地方公共団体の職員が各団体において、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習

得するためのセミナー等を実施する。

① JFM 地方自治体財政セミナー等の開催

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関する時宜にかなったテーマを題材とした実務担当者向けのセミナーを回数を増やして実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図るとともに、市町村長を対象とした 10 周年記念シンポジウムを開催する。

② 各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施する。

③ 出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施する。

④ 学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する教材をホームページを通じて提供する。

(3) 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザーや特定のテーマに知見を有する外部有識者等の専門家が、地方公共団体からの要望に応じて、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供する。

① 財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行う。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、自治体ファイナンス・アドバイザーが助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行う。

② 地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援のための専門家の派遣

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援する。

③ 地方公会計制度に係る統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用の支援

地方公共団体の経営改善を促進するため、複式簿記・発生主義に基づく新たな地方公会計の整備が進められていることから、地方公共団体情報システム機構と連携した共通のソフトウェアの地方公共団体への提供や、都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた活用・運用に関する講義や個別相談会に対応することで、統一的な基準に基づく財務書類等の作成・活用を行う地方公共団体を支援する。

(4) 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化し、地方支援業務を積極的に周知するとともに、地方公共団体が資金調達など財政運営の健全性を確保する上で参考となる先進事例を検索できる環境の整備、経済・金融データ、金融知識、取組事例等の提供を行う。

Ⅳ 平成 30 年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする機構の様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのALMを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM委員会においてALM運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALMの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策

東日本大震災等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 平成 30 年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 平成 30 年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対して O J T 研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

②平成30年度事業計画

- 1 平成30年度における貸付金は、1,660,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 平成30年度における貸付回収金は、1,912,471百万円を予定している。
- 3 平成30年度における資金調達、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,450,000百万円、長期借入50,000百万円、政府保証債の発行400,000百万円、合計1,900,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 平成30年度における債券償還金及び長期借入償還金は、1,884,269百万円を予定している。
- 5 平成30年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援業務として、地方公共団体のニーズにあわせて、調査研究、人材育成、実務支援及び情報発信の実施を予定している。
- 6 平成30年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,493百万円を予定している。

(別紙1)

平成30年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	677
公営住宅事業	195
学校教育施設等整備事業	151
社会福祉施設整備事業	172
一般廃棄物処理事業	188
一般事業	93
地域活性化事業	121
防災対策事業	166
地方道路等整備事業	304
合併特例事業	935
緊急防災・減災事業	1,060
公共施設等適正管理推進事業	437
過疎対策事業	101
計	4,600
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,569
水道事業（簡易水道）	152
交通事業（一般交通）	14
交通事業（都市高速鉄道）	216
病院事業	1,075
下水道事業	3,367
工業用水道事業	65
電気事業	42
ガス事業	29
介護サービス事業	14
市場事業	102
と畜場事業	3
駐車場事業	5
港湾整備事業	26
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4
計	6,683
臨時財政対策債	5,317
合 計	16,600

注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- ・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

平成 30 年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	平成 30 年度
国内債	6,000 億円
10 年債	2,250 億円
20 年債	1,000 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
F L I P	2,350 億円
国外債	2,500 億円
フレックス枠	1,100 億円
計	9,600 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等による引受けによる債券

債券の種類	平成 30 年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,500 億円
20 年債	1,500 億円
地共済引受債	1,900 億円
10 年債	700 億円
20 年債	1,200 億円
計	4,900 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

平成 30 年度
500 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	平成 30 年度
10 年債	2,600 億円
6 年債	1,400 億円
計	4,000 億円

③平成30年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,124,685
貸付金	1,660,000
債券償還金	1,804,269
長期借入償還金	80,000
事業損金	178,314
事務費	2,740
支払利息	172,041
債券発行費	3,226
元利金支払手数料	308
固定資産取得費	1,893
国庫納付金	400,209
その他	0
資金収入合計	3,990,115
貸付回収金	1,912,471
地方公共団体金融機構債券	1,710,000
借入金	50,000
事業益金	313,615
公営競技納付金	3,000
雑収入	1,029
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△134,570
前期末現金預け金等	1,044,209
期末現金預け金等	909,639

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

④平成30年度予算

平成30年度の予算は、次のとおりである。

1. 予 算 総 則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,275,000百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 平成30年度 予定損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	316,784
資金運用収益	313,678
貸付金利息	312,755
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	924
役務取引等収益	93
その他経常収益	3,012
地方公共団体健全化基金受入額	3,000
その他の経常収益	12
経常費用	180,113
資金調達費用	173,046
債券利息	172,467
借入金利息	579
役務取引等費用	285
その他業務費用	2,987
営業経費	3,795
人件費	924
業務費	1,528
その他の営業経費	1,343
経常利益	136,671
特別利益	405,889
公庫債権金利変動準備金取崩額	400,209
利差補てん積立金取崩額	5,681
特別損失	522,021
金利変動準備金繰入額	0
公庫債権金利変動準備金繰入額	121,813
国庫納付金	400,209
当期純利益	20,539

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 平成30年度 予定貸借対照表
(平成31年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,511,369	債券	20,196,048
有価証券及び現金預け金	909,639	借入金	125,500
金融商品等差入担保金	25,317	金融商品等受入担保金	104,019
その他資産	8,212	その他負債	5,724
有形固定資産及び無形固定資産	5,019	地方公共団体健全化基金	920,288
		基本地方公共団体健全化基金	920,288
		特別法上の準備金等	2,820,727
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	591,857
		利差補てん積立金	28,869
		負債の部合計	24,172,306
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	212,136
		一般勘定積立金	212,136
		評価・換算差額等	4,846
		管理勘定利益積立金	53,666
		純資産の部合計	287,250
資産の部合計	24,459,556	負債及び純資産の部合計	24,459,556

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

⑤収支に関する中期的な計画（平成30年度～平成32年度）

(単位：億円)

科 目	30 年度計画	31 年度計画	32 年度計画
経 常 収 益	3,170	2,870	2,590
経 常 費 用	1,800	1,640	1,490
経 常 利 益	1,370	1,230	1,100
特 別 損 益	△1,160	△1,030	△900
当 期 純 利 益	210	200	200

(注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、変動しうるもの。

2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3【事業等のリスク】

本発行者情報概要書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

なお、当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で 23 兆 7,682 億円となっておりますが、そのうち 0.2%程度の 390 億円は、公庫時代に地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっております。

また、機構貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.03%未満となっております。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少する又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発

行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から平成34年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っていますが、上記のとおり所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。
- ・なお、機構法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円（平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む。）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間で総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

（参考）平成29年度末

一般勘定	・資産（貸付）デュレーション	8.30年
	・負債（債券等）デュレーション	7.15年
	・デュレーションギャップ	1.15年（前年同期比△0.04年）
管理勘定	・資産（貸付）デュレーション	5.59年
	・負債（債券）デュレーション	4.51年
	・デュレーションギャップ	1.08年（前年同期比△0.35年）
機構全体	・資産（貸付）デュレーション	7.25年
	・負債（債券等）デュレーション	6.04年
	・デュレーションギャップ	1.21年（前年同期比△0.15年）

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有することにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万が一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当機構の財務諸表は、機構関係法令及び我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たっての会計基準は、「第5【経理の状況】（1）【財務諸表】」の「重要な会計方針」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は3,474億円となりましたが、そのほとんどは貸付金利息等の資金運用収益3,433億円です。また、経常費用は1,954億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,879億円です。

この結果、経常利益は1,519億円となりました。

これに、金利変動準備金への繰入れ及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額6,200億円と、公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額64億円を特別利益として計上するとともに、金利変動準備金繰入額2,200億円、公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額1,323億円及び機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付金4,000億円を特別損失として計上しております。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は261億円となっております。

(当事業年度の貸借対照表)

資産の部につきましては、貸付金等の24兆7,558億円、負債の部につきましては、債券等の24兆4,884億円、純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等2,674億円を計上しております。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが2,869億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは44億円の減、財務活動によるキャッシュ・フローは3,959億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は7,477億円となりました。

(自己査定結果)

当機構は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

・平成 29 年度末自己査定結果

		(単位：百万円)	
自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	金融再生法に基づく 開示債権	銀行法に基づく リスク管理債権
破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0	破綻先債権 0
実質破綻先 0			延滞債権 0
破綻懸念先 0		危険債権 0	
0 ----- 要注意先 5, 538 (0. 02%)		要管理債権 0	3 カ月以上延滞債権 貸出条件緩和債権 0
正常先 33, 463 (0. 14%)			
非区分 (地方公共団体) 23, 738, 906 (99. 84%)	非分類 23, 777, 908 (100. 00%)	正常債権 23, 777, 908 (100. 00%)	
総計 23, 777, 908	総計 23, 777, 908	総計 23, 777, 908	総計 0

- (注) 1. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金です。(金額は平成 29 年度末)
2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
3. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

・健全化判断比率に基づく当事業年度末貸付残高の分類

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の健全化判断比率（平成 28 年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

団体区分	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	6,209	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
その他の団体	1,781	82.87%	23,096,282	97.33%
都道府県及び市区町村合計（A）	1,782	82.92%	23,102,492	97.36%
一部事務組合等（B）	367	17.08%	626,765	2.64%
計（A+B）	2,149	100.00%	23,729,257	100.00%

（注） 1. 貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社に係る残高は含んでおりません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。
3. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

第 3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	261
事務所	東京都千代田区	サーバ室拡張工事	3
事務所	東京都千代田区	事務所備品等	49

2 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

法人名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	ソフト ウェア	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	主たる事 務所等	東京都千代 田区ほか	事務室等 ・社宅	3,726	1,659	742	147	1,180	3,728	88

- （注） 1. 動産には、機械器具備品、車両運搬具、リース資産を含んでおります。
2. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設

法人名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了年月
					総額	既支払 額			
当機構	主たる 事務所	東京都千代 田区	新設	器具備品	591	0	自己資金	H30.9	H31.7

(2) 除却、売却等

記載すべき重要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金については、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とすることとされております。また、同条第2項の規定により、必要があるときは、機構の資本金を増加することができることとされております。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(平成30年3月31日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	814	9,197,800
町村等	928	1,037,300
合 計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

なお、同条第3項の規定により、地方公共団体以外の者は機構に出資することができないこととされております。

2【役員の状況】

(平成30年3月31日現在)

役 員	氏 名	就任年月日	経 歴
理事長	瀧野 欣彌	平成29年8月1日 任期： 平成29年8月1日～ 平成32年7月31日	昭和46年7月 自治省入省 平成19年7月 総務事務次官 平成21年9月 内閣官房副長官 平成24年10月 (財)地方財務協会理事長※平成25年度より(一財) 平成26年10月 地方公共団体金融機構副理事長 平成27年10月 地方公共団体金融機構理事長
副理事長	遠藤 寛	平成29年10月1日 任期： 平成29年10月1日～ 平成32年9月30日	昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成19年12月 みずほ証券株式会社常務執行役員兼みずほインターナショナル会長 平成21年4月 みずほ証券株式会社取締役副社長 平成23年4月 (公財)日本国際問題研究所専務理事兼事務局長 平成25年3月 東京ベイヒルトン株式会社取締役社長 平成27年10月 地方公共団体金融機構副理事長
理 事	杉村 栄一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日～ 平成30年9月30日	昭和47年8月 東京都入都 平成6年4月 大塚病院事務局庶務課長 平成12年4月 多摩都市整備本部管理部総務課長 平成22年5月 東京都福祉保健局長 平成24年8月 (社福)東京都社会福祉事業団理事長 平成26年10月 地方公共団体金融機構理事

理 事	野 島 透	平成29年7月1日 任期： 平成29年7月1日 ～ 平成30年9月30日	昭和60年4月 大蔵省入省 平成24年7月 財務省大臣官房会計課長 平成25年6月 財務省九州財務局長 平成26年7月 独立行政法人都市再生機構理事 平成28年7月 預金保険機構検査部長 平成29年7月 地方公共団体金融機構理事
理 事 (非常勤)	吉 武 準一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日 ～ 平成30年9月30日	昭和51年4月 神戸市入庁 平成13年4月 神戸市企画調整局参事 平成20年4月 神戸市産業振興局長 平成22年4月 神戸市交通事業管理者 平成24年5月 神戸新交通株式会社代表取締役社長 平成26年10月 地方公共団体金融機構理事（非常勤）
監 事	加 藤 光一	平成28年10月1日 任期： 平成28年10月1日 ～ 平成30年9月30日	昭和58年4月 運輸省入省 平成20年7月 国土交通省海事局船舶産業課国際業務室長 平成23年9月 国土交通省海事局安全・環境政策課長 平成25年7月 国土交通省海事局安全政策課長 平成27年7月 国土交通省大臣官房技術審議官（海事局担当） 平成28年6月 地方公共団体金融機構監事
監 事 (非常勤)	浜 川 雅春	平成28年8月1日 任期： 平成28年8月1日 ～ 平成30年7月31日	昭和44年7月 株式会社東京銀行入行 平成12年6月 株式会社東京三菱銀行常務取締役 平成16年6月 兼松株式会社代表取締役副社長 平成19年6月 兼松株式会社代表取締役会長 平成24年8月 地方公共団体金融機構監事（非常勤）

3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ．機構の機関の基本説明

（代表者会議）

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（3名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、平成30年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

（地方公共団体の代表者）

井戸 敏三（兵庫県知事）（議長）

※ 神谷 学（愛知県安城市長）

荒木 泰臣（熊本県嘉島町長）

（外部の学識経験者）

小幡 純子（上智大学法科大学院教授）

神野 直彦（東京大学名誉教授）

角廣 勲（株式会社広島銀行代表取締役会長）

※平成30年6月5日 退任（平成30年6月6日より松浦 正敬委員（島根県松江市長）が就任）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができることとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、平成 30 年 3 月 31 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

林 宜嗣	(関西学院大学教授)(委員長)
鈴木 豊	(学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授)
勢一 智子	(西南学院大学教授)
米田 保晴	(信州大学名誉教授)
玉沖 仁美	(株式会社紡代表取締役)
小松 俊樹	(株式会社時事通信社取締役)

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査が義務付けられております。

(役員)

当機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

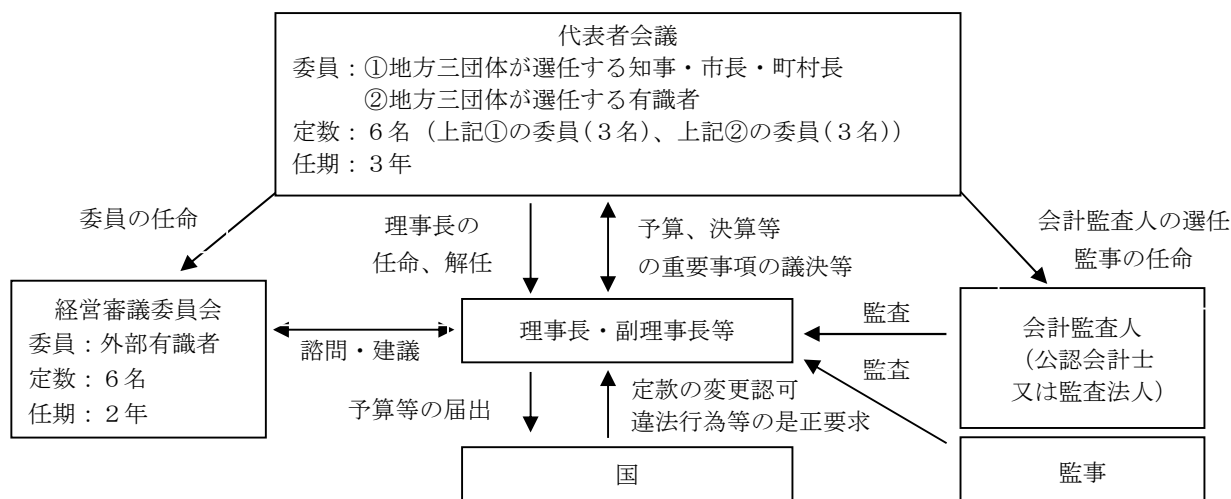
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、機構法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務(公庫債権管理業務)を実施するための計画(公庫債権管理計画)を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



ロ．財務報告に係る内部統制の状況

当機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号）に基づく内部統制報告制度を実施しております。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しております。

なお、平成 29 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（財務会計省令第 32 条第 5 項第 1 号の無限定適正意見）を得ております。

ハ．内部監査及び監事監査の状況

（内部監査）

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

（監事監査）

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第 18 条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

（コンプライアンス）

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、「法令等の遵守に関する規程」を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

・役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂

行しなければならない。

・役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

また、当機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

さらに、コンプライアンス実践のための具体的な行動の留意点や関係法令を記載したコンプライアンスマニュアルの逐次改訂を行って役職員へ配付するほか、コンプライアンスに関する研修の実施、研修用ビデオを購入して各部署に貸し出すなどの具体的な取り組みを行っております。

二．会計監査の状況

当機構の会計監査業務を執行した公認会計士は、菅田裕之氏、深田豊大氏及び秋山修一郎氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員 7 年（筆頭業務執行社員については、5 年）を超えておりません。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、その他 14 名です。

②リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

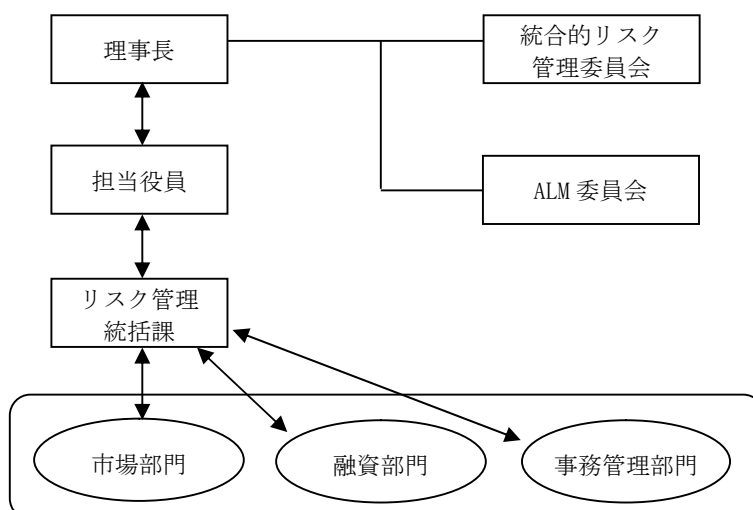
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



③役員報酬の内容

当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、98 百万円です。

(2) 監査報酬の内容等

①監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基 づ く 報 酬 (百万円)	監査証明業務 に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に 基づく報酬 (百万円)
当機構	23	—	23	—

(注) 消費税及び地方消費税を除く。

②その他重要な報酬の内容

記載すべき内容はあります。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、機構法第37条第1項の規定に基づき、当事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】①【貸借対照表】

		前事業年度 (平成 29 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	
科目	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,720,021	95.70	23,768,240	96.01
有価証券		166,000	0.67	170,000	0.69
現金預け金		861,266	3.47	747,767	3.02
金融商品等差入担保金		24,327	0.10	56,277	0.23
その他資産		10,616	0.04	9,783	0.04
有形固定資産	1	2,602	0.01	2,549	0.01
無形固定資産		1,473	0.01	1,211	0.00
資産の部合計	3	24,786,267	100.00	24,755,829	100.00
(負債の部)					
債券		19,955,593	80.51	20,284,520	81.94
借入金		170,500	0.69	159,500	0.64
金融商品等受入担保金		111,159	0.45	12,260	0.05
その他負債		8,379	0.03	6,692	0.03
賞与引当金		55	0.00	57	0.00
役員賞与引当金		8	0.00	8	0.00
退職給付引当金		45	0.00	47	0.00
役員退職慰労引当金		17	0.00	24	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	920,287	3.72
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	920,287	3.72
特別法上の準備金等	4	3,379,138	13.63	3,105,003	12.54
金利変動準備金		1,980,000	7.99	2,200,000	8.89
公庫債権金利変動準備金		1,358,120	5.48	870,453	3.52
利差補てん積立金		41,017	0.17	34,550	0.14
負債の部合計		24,545,185	99.03	24,488,401	98.92
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		165,779	0.67	191,890	0.78
一般勘定積立金		165,779	0.67	191,890	0.78
評価・換算差額等		5,035	0.02	5,268	0.02
繰延ヘッジ損益		5,035	0.02	5,268	0.02
管理勘定利益積立金		53,666	0.22	53,666	0.22
純資産の部合計		241,082	0.97	267,427	1.08
負債及び純資産の部合計		24,786,267	100.00	24,755,829	100.00

② 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
科目	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		376,497	100.00	347,476	100.00
資金運用収益		372,787		343,305	
役務取引等収益		103		98	
その他業務収益		36		46	
その他経常収益		3,569		4,026	
地方公共団体健全化基金受入額		3,557		4,011	
その他の経常収益		12		14	
経常費用		216,284	57.45	195,499	56.26
資金調達費用		208,872		187,970	
役務取引等費用		313		300	
その他業務費用		3,874		3,934	
営業経費		3,223		3,295	
経常利益		160,213	42.55	151,976	43.74
特別利益		427,323	113.50	626,467	180.29
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	420,000		620,000	
利差補てん積立金取崩額		7,323		6,467	
特別損失		559,658	148.65	752,332	216.51
金利変動準備金繰入額		220,000		220,000	
公庫債権金利変動準備金繰入額		139,658		132,332	
国庫納付金	2	200,000		400,000	
当期純利益	1	27,878	7.40	26,111	7.51

③ 【純資産変動計算書】

		前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
出資者資本			
地方公共団体出資金			
当期首残高		16,602	16,602
当期変動額			
当期変動額合計		—	—
当期末残高		16,602	16,602
利益剰余金			
一般勘定積立金			
当期首残高		137,900	165,779
当期変動額			
当期純利益		27,878	26,111
当期変動額合計		27,878	26,111
当期末残高		165,779	191,890
利益剰余金合計			
当期首残高		137,900	165,779
当期変動額			
当期純利益		27,878	26,111
当期変動額合計		27,878	26,111
当期末残高		165,779	191,890
出資者資本合計			
当期首残高		154,502	182,381
当期変動額			
当期純利益		27,878	26,111
当期変動額合計		27,878	26,111
当期末残高		182,381	208,492
評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益			
当期首残高		8,018	5,035
当期変動額			
当期純利益			
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		△2,983	233
当期変動額合計		△2,983	233
当期末残高		5,035	5,268
管理勘定利益積立金			
当期首残高		53,666	53,666
当期変動額			
当期純利益		—	—
当期変動額合計		—	—
当期末残高		53,666	53,666

科目	注記 番号	金額（百万円）	金額（百万円）
純資産合計			
当期首残高		216,187	241,082
当期変動額			
当期純利益		27,878	26,111
出資者資本以外の項目の当期変動額(純額)		△2,983	233
当期変動額合計		24,894	26,345
当期末残高		241,082	267,427

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
科目	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		27,878	26,111
減価償却費		619	659
資金運用収益		△372,787	△343,305
資金調達費用		208,872	187,970
賞与引当金の増加額		2	2
役員賞与引当金の増加額		0	0
退職給付引当金の増加額 (△は減少額)		11	2
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少額)		8	6
地方公共団体健全化基金の減少額		△3,557	△4,011
金利変動準備金の増加額		220,000	220,000
公庫債権金利変動準備金の減少額		△80,341	△87,667
利差補てん積立金の減少額		△7,323	△6,467
貸付金の純増(△)減		△55,509	△48,218
債券の純増減(△)		153,549	326,799
借入金の純増減(△)		50,000	△11,000
資金運用による収入		373,725	344,134
資金調達による支出		△208,543	△187,420
その他		△29,336	△130,597
営業活動によるキャッシュ・フロー		277,268	286,997
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		585,400	612,000
有価証券の取得による支出		△516,400	△616,000
有形固定資産の取得による支出		△2	△51
無形固定資産の取得による支出		△208	△416
投資活動によるキャッシュ・フロー		68,789	△4,467
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△200,000	△400,000
公営競技納付金による収入		3,557	4,011
財務活動によるキャッシュ・フロー		△196,442	△395,988
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は減少額)		149,615	△113,458
VI 現金及び現金同等物の期首残高		711,611	861,226
VII 現金及び現金同等物の期末残高		861,226	747,767

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 23年～47年 その他 2年～19年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。	同左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
7. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 [3] ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価の方法 同左
8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
9. 地方公共団体健全化 基金の会計処理	法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左
10. 金利変動準備金及び 公庫債権金利変動準備 金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財会省令」という。）第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11. 利差補てん積立金の 会計処理	公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
12. 管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

追加情報

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
国庫納付について	法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、総額 6,000 億円以内を国に帰属させることに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内を国に帰属させることとなり、平成 29 年度においては「平成 29 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 29 年総務省・財務省令第 2 号）に基づき、同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付することとなっております（平成 28 年度は 2,000 億円）。	法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、総額 6,000 億円以内を国に納付することに加え、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内を国に納付することとなりました。平成 29 年度においては同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。平成 30 年度においては「平成 30 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成 30 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。
厚生年金基金の代行部分返上について		当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成 26 年 10 月 1 日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成 29 年 9 月 22 日に返還額（最低責任準備金）の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号）第 46 項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。

注記事項等

(貸借対照表関係)

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1. 有形固定資産 の減価償却累 計額	634 百万円	735 百万円
2. 貸付金	貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。	同左
3. 担保提供資産	法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 19,955,593 百万円の一般担保に供しております。	法第 40 条第 2 項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等 20,284,520 百万円の一般担保に供しております。
4. 特別法上の準備金等	(1) 金利変動準備金 法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づくものです。 (2) 公庫債権金利変動準備金 法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づくものです。 (3) 利差補てん積立金 法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づくものです。	同左

(損益計算書関係)

項目	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
1. 当期純利益の勘定別内訳	一般勘定 27,878 百万円 管理勘定 一百万円	一般勘定 26,111 百万円 管理勘定 一百万円
2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について	平成 28 年度においては「平成 28 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 28 年総務省・財務省令第 1 号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金 2,000 億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	平成 29 年度においては「平成 29 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(平成 29 年総務省・財務省令第 2 号。以下「国帰属省令」という。)に基づき、公庫債権金利変動準備金 4,000 億円を取り崩し、同額を国に納付しております。

(金融商品関係)

I 前事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を債券発行計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ(デ

フォルト)が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費(地方債の元利償還金)を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額(基準財政需要額)に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」(昭和56年法律第59号)及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に沿って自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA(Credit Support Annex)と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の

金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 25 年度から平成 29 年度までの中期の管理目標を設定しております。
- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約 4 割を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第 14 条の規定に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で総額 6,000 億円以内、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で、新たに総額 8,000 億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、アウトライヤー比率（上下 200bp の平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率。金利変動準備金及び地方公共団体健全化基金も自己資本に相当するものとしております。）をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたアウトライヤー比率は、平成 29 年 3 月 31 日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	アウトライヤー比率 (a)=- (b) / (e)	200 ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額 (利益はプラス、損失はマイナス)			自己資本に 相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び 長期借入金 (d)	
一般勘定	22.5% (△2.6%)	△694,839 (+18,531)	△2,222,001 (△57,156)	1,527,162 (+75,687)	3,087,703 (+244,894)

(注) () 内は前年同期比

アウトライヤー比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a. 将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b. 指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いております。

c. アウトライヤー比率の算出について

アウトライヤー比率の算出にあたっては、平成 29 年 3 月 31 日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）が一律 200 ベーシス・ポイント（2.00%）上昇あるいは下落すると想定した場合に、時価損失額が大きくなる方の額を自己資本に相当する額で除することにより算出しております。

なお、金利下落よりも金利上昇を想定した場合に、時価損失額が大きくなることを把握しているため、200 ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 29 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,175 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 23,473 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,720,021	25,765,279	2,045,257
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	166,000	166,000	-
(3) 現金預け金	861,226	861,226	-
(4) 金融商品等差入担保金	24,327	24,327	-
資産計	24,771,575	26,816,832	2,045,257
(1) 債券	19,955,593	20,859,021	903,427
(2) 借入金	170,500	173,095	2,595
(3) 金融商品等受入担保金	111,159	111,159	-
負債計	20,237,252	21,143,276	906,023
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成 29 年 3 月 31 日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を越え ないもの	譲渡性預金	166,000	166,000	-
	小計	166,000	166,000	-
合計		166,000	166,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関から提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	55,000	55,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,519,932	1,519,932	※2	
為替予約等の振 当処理	為替予約	外貨預金	210,000	-	※2	
合計			1,784,932	1,574,932	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,685,559	1,713,372	1,726,862	1,701,612	1,643,242
有価証券 満期保有目的のもの	166,000	-	-	-	-
預け金	861,226	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,694,321	6,892,616	1,646,741	15,694
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,773,824	1,804,268	2,058,327	1,951,753	2,185,072
借入金	25,000	80,000	10,000	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	7,459,855	2,556,270	148,500	26,000
借入金	55,500	-	-	-

II 当事業年度

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS 規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは 1 件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成 10 年法律第 132 号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定にお

いては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から平成34年度までの中期の管理目標を設定しております。

- ・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約4割を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、機構法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの3年間で総額9,000億円（平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む。）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの6年間で総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされましたが、これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用していません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成30年3月31日現在の金利が10ベース・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,454

百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 43,181 百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、当期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が 10 ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成 30 年 3 月 31 日現在の金利が 10 ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,157 百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が 10 ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は 15,352 百万円増加するものと考えられます。

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,768,240	25,641,198	1,872,958
(2) 有価証券 満期保有目的のもの	170,000	170,000	-
(3) 現金預け金	747,767	747,767	-
(4) 金融商品等差入担保金	56,277	56,277	-
資産計	24,742,285	26,615,243	1,872,958
(1) 債券	20,284,520	21,100,871	816,350
(2) 借入金	159,500	161,601	2,101
(3) 金融商品等受入担保金	12,260	12,260	-
負債計	20,456,280	21,274,733	818,452
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成30年3月31日現在の国債レートをを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

(2) 有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	-	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	譲渡性預金	170,000	170,000	-
	小計	170,000	170,000	-
合計		170,000	170,000	-

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	-	-	-	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,411,742	1,117,763	※2	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	140,000	-	※2	
合計			1,586,742	1,152,763	-	

※1 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貸付金	1,728,937	1,758,517	1,760,017	1,719,241	1,642,751
有価証券 満期保有目的のもの	170,000	-	-	-	-
預け金	747,767	-	-	-	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	6,624,170	6,814,112	1,694,676	25,815
有価証券 満期保有目的のもの	-	-	-	-
預け金	-	-	-	-

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780
借入金	80,000	10,000	-	1,000	-

	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	6,960,448	2,736,600	175,500	26,000
借入金	68,500	-	-	-

(有価証券関係)

I 前事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成29年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	166,000	166,000	-	-	-

- (注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

II 当事業年度末

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年3月31日現在）

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	170,000	170,000	-	-	-

- (注) 1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

(デリバティブ取引関係)

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
取引の状況に関する事項	1. 取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。 2. 取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。 (1) ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 [1] ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…債券及び長期借入金 [2] ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建債券 [3] ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨預金 (3) ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。	1. 取引の内容 同左 2. 取組方針及び利用目的 同左 (1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
	(4) ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。 3. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。 4. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左 3. 取引に係るリスクの内容 同左 4. 取引に係るリスク管理体制 同左

(退職給付関係)

項目	前事業年度 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要	当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。	同左
2. 確定給付型の制度	(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 33 百万円 退職給付費用 19 百万円 退職給付の支払額 0 百万円 制度への拠出額 <u>8 百万円</u> 期末における退職給付引当金 <u>45 百万円</u> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務 298 百万円 年金資産 <u>△288 百万円</u> 10 百万円 非積立型制度の退職給付債務 <u>35 百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>45 百万円</u> 退職給付引当金 <u>45 百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>45 百万円</u> (3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 19 百万円	(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 45 百万円 退職給付費用 12 百万円 退職給付の支払額 2 百万円 制度への拠出額 <u>8 百万円</u> 期末における退職給付引当金 <u>47 百万円</u> (2)退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務 190 百万円 年金資産 <u>△181 百万円</u> 8 百万円 非積立型制度の退職給付債務 <u>39 百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>47 百万円</u> 退職給付引当金 <u>47 百万円</u> 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 <u>47 百万円</u> (3)退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 12 百万円

(勘定別情報関係)

当事業年度

勘定別情報 (貸借対照表関係)

(平成 30 年 3 月 31 日現在)

(単位: 百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	14,806,412	8,961,827		23,768,240
有価証券	170,000			170,000
現金預け金	747,767			747,767
金融商品等差入担保金	56,277			56,277
その他資産	4,029	5,753		9,783
有形固定資産	2,549			2,549
無形固定資産	1,211			1,211
一般勘定貸		658,396	△ 658,396	
資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829
負債の部				
債券	11,621,637	8,662,882		20,284,520
借入金	159,500			159,500
金融商品等受入担保金	12,260			12,260
その他負債	2,267	4,425		6,692
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	47			47
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	658,396		△ 658,396	
特別法上の準備金等	2,200,000	905,003		3,105,003
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		870,453		870,453
利差補てん積立金		34,550		34,550
負債の部合計	15,574,486	9,572,311	△ 658,396	24,488,401
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	191,890			191,890
一般勘定積立金	191,890			191,890
評価・換算差額等	5,268			5,268
管理勘定利益積立金		53,666		53,666
純資産の部合計	213,761	53,666		267,427
負債及び純資産の部合計	15,788,248	9,625,977	△ 658,396	24,755,829

(注) 1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機 構
経常収益	137,907	218,401	△ 8,832	347,476
資金運用収益	133,064	210,240		343,305
役務取引等収益	98			98
その他業務収益	46			46
その他経常収益	4,024	1		4,026
地方公共団体健全化基金受入額	4,011			4,011
その他の経常収益	12	1		14
管理勘定事務受託費	673		△ 673	
一般勘定貸受取利息		24	△ 24	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		8,134	△ 8,134	
経常費用	111,795	92,536	△ 8,832	195,499
資金調達費用	98,475	89,495		187,970
役務取引等費用	155	144		300
その他業務費用	1,885	2,048		3,934
営業経費	3,119	175		3,295
管理勘定借支払利息	24		△ 24	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	8,134		△ 8,134	
一般勘定事務委託費		673	△ 673	
経常利益	26,111	125,864	-	151,976
特別利益	220,000	626,467	△ 220,000	626,467
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		620,000		620,000
利差補てん積立金取崩額		6,467		6,467
特別損失	220,000	752,332	△ 220,000	752,332
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		132,332		132,332
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		400,000		400,000
当期純利益	26,111	-	-	26,111

⑤【附属明細書】

当事業年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,182	2	-	1,185	442	33	742
土地	1,659	-	-	1,659	-	-	1,659
その他の有形固定資産	395	48	4	439	292	71	147
有形固定資産計	3,237	51	4	3,284	735	105	2,549
無形固定資産							
ソフトウェア	2,692	261	23	2,930	1,750	554	1,180
その他の無形固定資産	0	79	48	31	-	-	31
無形固定資産計	2,692	341	71	2,962	1,750	554	1,211

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第 1 回～第 1 0 6 回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成30年3月14日	4,186,197	4,792,105	0.005 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8 年第 1 回～第 7 回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,100	420,086	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6 年第 1 回～第 2 0 回地方公共団体金融機構債券	平成23年9月27日 ～平成28年10月28日	1,330,732	1,130,594 (320,000)	0.001 ～0.400	6年
政府保証債（国内債） 4 年第 5 回～第 1 0 回地方公共団体金融機構債券	平成25年6月24日 ～平成30年2月26日	150,126	200,336	0.001 ～0.249	4年
政府保証債（外債） 第 1 回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 [1,000百万米ドル]	4.0	10年
非政府保証公募債 2 年第 3 回地方公共団体金融機構債券	平成28年2月19日	25,000	-	0.030	2年
非政府保証公募債 5 年第 9 回～第 2 2 回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～平成29年10月20日	190,000	160,000 (45,000)	0.001 ～0.360	5年
非政府保証公募債 7 年第 1 回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000	0.446	7年

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
非政府保証公募債 第1回～第106回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成30年3月19日	2,755,000	2,970,000	0.060 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第65回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成30年1月26日	1,195,000	1,295,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第5回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～平成29年10月20日	35,000	55,000	0.569 ～1.864	30年
非政府保証公募債 F1～6、8～20、22～29、31、33～37、 39、41～52、54～153、155～164、 166～169、171～210、212～243、 245～401回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月22日 ～平成30年2月27日	2,029,401	2,206,530 (167,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回地方公共団体金融機構 債券（変動利付）	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	35,000	変動	9年 ～30年
非政府保証債（外債） 第15、31、33～35、40～62回地方公共団 体金融機構債券	平成24年3月1日 ～平成30年1月30日	1,211,337	1,257,266 [9,825百万米ドル] [516百万豪ドル] [58百万NZドル] [1,000百万ユーロ] (273,832)	0.875 ～5.092	3年 ～10年
非政府保証債（外債） 第29、30、32、36、38、39回地方公共団 体金融機構債券	平成24年5月22日 ～平成25年7月22日	74,465	40,376 [330百万米ドル] [100百万豪ドル] (20,146)	変動	5年 ～7年
縁故債 A号第1回～第98回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成30年3月26日	2,330,000	2,480,000	0.069 ～1.53	10年
縁故債 B号第1回～第29回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成30年3月26日	75,500	159,000	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第29回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成30年3月26日	134,000	248,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第24回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～平成30年3月26日	150,000	300,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	16,480,031	17,902,966 (826,478)	-	-
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	562,010	562,285 (422,500)	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,991	139,996 (80,000)	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,964	84,967	2.07 ～2.29	20年

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	906,967	907,249 (502,500)	-	-
政府保証債（国内債） 第874回～第886回公営企業債券	平成19年4月19日 ～平成20年6月19日	808,536	221,115 (221,120)	1.4 ～1.9	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,793	184,815	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	223,122	103,366 [150百万英ポンド] (75,000)	1.9 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 第27回～第30回公営企業債券	平成19年7月30日 ～平成20年6月16日	159,997	49,999 (50,000)	1.77 ～2.02	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,784	569,809	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,891	189,897	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 変動利付第1回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	-	変動	15年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	30,470	28,300 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
縁故債 特別第1号第24回～第31回公営企業債券	平成19年5月28日 ～平成20年7月31日	382,000	127,000 (127,000)	1.59 ～2.03	10年
公営企業債券小計	-	2,568,595	1,474,304 (475,290)	-	-
合 計	-	19,955,593	20,284,520 (1,804,268)	-	-

（注）１．法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,284,520百万円の一般担保に供しております。

２．「政府保証債（外債）第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第15、31、33～35、40～62回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第29、30、32、36、38、39回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債（外債）第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。

３．「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。

４．貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	25,000	80,000	0.456	平成30年9月26日 ～平成31年3月26日
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	145,500	79,500	0.541	平成32年3月9日 ～平成40年3月27日
合 計	170,500	159,500	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	80,000	10,000	-	1,000	-

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	55	57	55	-	57
役員賞与引当金	8	8	8	-	8
退職給付引当金	45	12	2	8	47
役員退職慰労引当金	17	7	-	1	24

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	1,980,000	220,000	220,000	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	1,358,120	132,332		620,000	220,000	870,453
合 計	3,338,120	352,332	220,000	620,000	220,000	3,070,453

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」の620,000百万円のうち、400,000百万円は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金400,000百万円が国に帰属したことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	4,011	-	4,011	-	920,287
合 計	920,287	4,011	-	4,011	-	920,287

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2)【決算報告書】

貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,789,522	23,768,240	△ 21,282	(注1)
有価証券及び現金預け金	1,091,148	917,767	△ 173,381	(注2)
金融商品等差入担保金	11,177	56,277	45,100	(注3)
その他の資産	9,068	9,783	715	
有形固定資産及び無形固定資産	4,051	3,761	△ 290	
資 産 合 計	24,904,965	24,755,829	△ 149,136	
債 券	26,262,920	20,284,520	21,600	(注4)
借 入 金	155,500	159,500	4,000	(注5)
金融商品等受入担保金	190,269	12,260	△ 178,009	(注6)
その他の負債	6,080	6,692	612	
賞与引当金	-	57	57	(注7)
役員賞与引当金	-	8	8	
退職給付引当金	-	47	47	
役員退職慰労引当金	-	24	24	
地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 1	
基本地方公共団体健全化基金	920,288	920,287	△ 1	
特別法上の準備金等	3,104,942	3,105,003	61	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	870,414	870,453	39	
利差補てん積立金	34,528	34,550	22	
負 債 合 計	24,639,999	24,488,401	△ 151,598	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	188,313	191,890	3,577	
一般勘定積立金	188,313	191,890	3,577	(注8)
評価・換算差額等	6,385	5,268	△ 1,117	
繰延ヘッジ損益	6,385	5,268	△ 1,117	(注9)
管理勘定利益積立金	53,666	53,666	0	
純 資 産 合 計	264,966	267,427	2,461	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,904,965	24,755,829	△ 149,136	

(注1) 貸付額が予定を下回ったこと等による減

(注2) 金融商品等受入担保金の減少等による減

(注3) 担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を上回ったことによる増

(注4) 債券残高が予定を上回ったことによる増

(注5) 新規借入額が予定を上回ったことによる増

- (注6) 担保付スワップ(CSA) 契約に基づく担保の受入額が予定を下回ったことによる減
- (注7) 予算ではその他負債に計上していることから「－」としている
- (注8) 当期純利益が予定を上回ったこと等による増
- (注9) 予算策定時からの金利変動によるもの

損益計算書（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	345,527	347,476	1,949	
資 金 運 用 収 益	342,517	343,305	788	
貸 付 金 利 息	341,897	342,488	591	
有価証券利息及び預け金利息	0	22	22	
金利スワップ受入利息	-	480	480	
そ の 他 の 受 入 利 息	621	313	△ 308	
役 務 取 引 等 収 益	98	98	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	46	46	
そ の 他 経 常 収 益	2,912	4,026	1,114	
地方公共団体健全化基金受入額	2,900	4,011	1,111	（注 1）
そ の 他 の 経 常 収 益	12	14	2	
経 常 費 用	195,976	195,499	△ 477	
資 金 調 達 費 用	187,977	187,970	△ 7	
債 券 利 息	187,382	187,426	44	
借 入 金 利 息	594	543	△ 51	
金利スワップ支払利息	-	-	-	
役 務 取 引 等 費 用	284	300	16	
そ の 他 業 務 費 用	4,074	3,934	△ 140	
営 業 経 費	3,642	3,295	△ 347	
人 件 費	907	877	△ 30	
業 務 費	1,502	1,288	△ 214	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,233	1,129	△ 104	
経 常 利 益	149,551	151,976	2,425	
特 別 利 益	626,486	626,467	△ 19	
公庫債権金利変動準備金取崩額	620,000	620,000	-	
利差補てん積立金取崩額	6,486	6,467	△ 19	
特 別 損 失	752,625	752,332	△ 293	
金利変動準備金繰入額	220,000	220,000	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	132,625	132,332	△ 293	
国 庫 納 付 金	400,000	400,000	-	
当 期 純 利 益	23,412	26,111	2,699	

（注 1）公営競技納付金が想定を上回ったことによる増

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成 30 年 3 月 31 日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 747,767 百万円です。
その他資産	未収収益 9,673 百万円（未収貸付金利息 9,668 百万円その他）、その他の資産 109 百万円（差入保証金 107 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 6,493 百万円（未払債券利息 6,427 百万円その他）、その他の負債 190 百万円（未払金 188 百万円その他）その他です。
-------	--

(4) 【その他】

該当ありません。

第 6 【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<http://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年5月30日

地方公共団体金融機構
理事長 瀧野 欣 彌 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 田 裕 之 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深 田 豊 大 印
--------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 山 修一郎 印
--------------------	-------	-----------

＜財務諸表監査＞

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する理事長の責任

理事長の責任は、機構関係法令（法及び法に基づく命令その他関係法令をいう。以下同じ。）及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜法第37条第1項が要求する決算報告書に対する意見＞

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づき、機構の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第10

期事業年度の決算報告書について監査を行った。

決算報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

法第37条第1項が要求する決算報告書に対する監査意見

当監査法人は、決算報告書が、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第29条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する理事長の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、機構が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。

2. 第5【経理の状況】に掲げられている財務諸表は、独立監査人の監査を受けた財務諸表について、当機構において前事業年度の財務諸表を併せて掲げるために加工したものです。

